

「類聚法令 一二」(東京大学法学部法制史資料室蔵)

首都大学東京日本近世史ゼミ

凡例

- 一 「類聚法令 一二」のうち、表紙を除く全文を原本の体裁に即して掲載した。
- 一 本来は記されていないが、各項目別に史料番号を付けた。
- 一 読点(・)や並列点(・)については適宜加えた。
- 一 翻刻内の傍注は、文字に関するものは「」内に、人名等の考証は( )内に記した。
- 一 字体は原則として常用漢字及び通用文字を用いたが、必要な場合は原体を生かした。
- 一 明らかな写し間違いと見られる文字については修正を加えた。但し、不確定の場合は「○カ」と付した。
- 一 変体仮名については、助詞の一部を除き、かな文字に改めた。
- 一 欠損または判読不能で、その字数が確定できる場合は、□、その字数が推測となる場合は、□□で示した。
- 一 脱字の場合は「○脱」と付し、推定によるものは「○脱カ」とした。
- 一 原文のままでは理解しがたい部分には(ママ)を付した。
- 一 本史料紹介は、首都大学東京・東京都立大学「日本史学演習」、首都大学東京大学院「中近世史研究演習第一」(二〇〇八～二〇一〇年度)の参加者による授業の成果に基づく。今回の翻刻は、同大学院生堀智博・土屋健俊・渡部真吾、同学生鈴木美音・須藤宏美・馬場俊一、一橋大学大学院生武田真幸が行い、それを総括す

人文学報 第四七五号 二〇一三年三月

る形で同授業の担当教員である谷口央が責任編集した。

類聚法令 二 目錄

衣類制法 衣服高 博奕停止之御書并申付

甲乙人奉書 巾着切制法

火用心甲乙人 遊女野郎制法

火災從灰起 火之札并落文類囑託

付火僉儀

定式書付

出替触 盆中踊 芝居 早田触

町郷中江例式触

(No. 1) 衣類之制法

覺

○当二月申触候五ヶ条之 公儀御法度書之通、当町末々迄弥堅可相守候、如 御制法当町人男女之衣服絹袖・木綿・麻布たるへし、紋所ニも縫金紗可為無用候、但町年寄・町々之年寄共并家をも持申候程之者ともハ、応分限絹袖も妻子ともニ可令着用候、家も持不申棚かり已下之男女・下人・下女之衣服ハ、帯共ニ麻布・木綿之外堅不可令着用候、家持之外ニ絹袖着用仕度者有之候ハ、達奉行所可受下知事、

○神事仏事のかさり・売物・かん(看板)はん、かりそめニも金銀ちりはめ申候事堅令停止候、持来候金銀之屏風も、表向江見へ申候所ニハ一向立申間敷候事、

○惣而町中之者共万端過分之様ニ候、神事・法事・婚礼已下、身上不相応之過奢堅無用之事、

右之条々堅可相守候、身上不相応之奢江戸御制法、弥きひしく被 仰付候旨追々申来候、違背之輩見合次第聞付次

第二急度曲事ニ可申付候間、町々末々之者共迄重々念入可申渡也、

天和三亥年閏五月十九日

(玉置)  
甚三郎判  
(彦坂)  
十郎兵衛判

伊藤又五郎 加藤甚右衛門

岩田町清右衛門 塔世町茶や新兵衛

浜町源左衛門

覚

○当二月申触候五ヶ条之 公儀御法度書之旨、郷中末々迄弥堅可相守候、郷中之男女着類帯迄ニ麻布・木綿之外着用  
仕ましく候、紋所ニも縫金紗令停止候、絹袖着用仕度者ハ奉行所へ相断可受下知事、

○神事・法事のかさり・売物・かんはん已下、かりそめにも金銀ちりはめ申候事堅令停止候、持来候金銀の屏風も表  
向へ見へ不申候所ニハ立申間敷候事、

○郷中男ハ不及申、よめ入之女も乗物堅令停止候事、

○大酒ハ不及申、節事かけ合之振舞も堅令停止候、祝言・法事ニもたとへ身を持申候者たりといふとも、一汁一菜・  
酒三献たるへく候事、

○惣而郷中之者共万端過分之様子ニ候、かりそめにも不相応之奢かましき仕形仕ましき事、  
右之条々—————— 奥書町方ト同、

甚三郎判

天和三亥年閏十一月十九日

十郎兵衛判

大庄や十人

〔No 2〕 衣服改触并呉服物商之儀

覺

一 当所町人男女之衣服、絹紬・木綿・麻布たるへし、紋所ニ縫金紗可為無用候、町年寄・町々之名主共家をも持候程之者ハ、分限ニ応し妻子共ニ絹紬可令着用候、家も持不申棚かり已下之男女・下人・下女之衣服ハ、帯ともに麻布・木綿之外堅不令着用候、家持之外ニ絹紬着用仕度者於有之者、達奉行〔所服カ〕可受下知候、

右ハ七年已前亥年申触候書付ニ候、其後も年々度々堅可相守之旨申触候、江戸も比日衣服改之義堅被 仰付候旨申来候ニ付、町中へも堅可申付之旨被 仰出候、御目付廻り申候間、可奉得其意候、違背之輩ハ僉義之上急度可申付候間、町中末々迄弥堅可相守旨可申渡也、

猪之介

元禄二巳年閏正月廿八日

甚三郎

伊藤又五郎 同源五郎 加藤甚右衛門

町々名主共 部田町橋爪源左衛門

塔世町河村新兵衛 岩田町川北清右衛門

町人衣服御目付とかめ申品々

一 御制法之衣服着之者於在之者、途中ニ而も急度とかめ着かへさせ、何町之誰と承、其町之名主へ付届仕、奉行所へ可申来事、

一 町人幼少之子共たりといふとも御制法之衣類一向免之不申候事、

一 縫ニ町人之手代と知レ候者ハ絹紬とかめ申ニ不及候事、

一 家持之外ニも供をも召連候男女者、絹紬とかめ申ニ不及候事、

一 かのこハ木綿物紬などに少ツ、のちらし染かのことミへ申候ハ、見のかしに可仕候、絹類帷子ニも本かのこニ紛ら

わしき目ニ立申候ハ、たとへ染かのこたりと云とも、とかめ可申事、

一 晒ハ染申分ハとかめ申ニ不及候事、

一 頭巾・帯・顔かくしの長手拭・か、へ帯・かさの緒・ゑり、袖へり、右之類絹紬とかめ申ニ不及候、巻物ハとかめ可申事、  
一 馬方・舟方・にないうり之者・日用之者・六尺・下男・草り取・出女・下女、右之品々之者共之衣服ハ、麻布・木綿たるへく候、帯・袖へり・ゑり等迄絹紬之類とかめ可申事、

閏正月廿八日

同郷中江

覚

一 当御領下郷中男女之衣類・帯ともに麻布・木綿之外着用仕間敷候、紋所ニも縫金紗令停止候、絹紬着用仕度者ハ、奉行所へ相達可受下知事、

一 大庄屋之父母・妻子ハ絹紬心次第ニ着用可仕候、木下五郎大夫・中子市右衛門、大庄屋並ニ可仕事、

一 郷中刀・衣服免之候者共ハ、尤絹紬着用可仕候、妻子ハ絹紬着用可為無用候、無扱子細於在之者、達奉行所可受下知事、

右ハ七年已前——奥書町方ノ通也、

元禄二己年閏正月廿八日 猪之介 甚三郎

大庄屋十人各名書之

郷人衣服御目付とかめ申品々

一 御制法之衣服着之候者於在之ハ、途中ニ而も急度とかめ、何村之誰と承、奉行所へ連參候か、又ハ其村近所ニ候ハ、庄屋方へ付届仕、奉行所へ可申来事、

- 一 郷中幼少之子共たりと云とも、御制法之衣類一向免之不申候事、
- 一 かのこハ木綿物紬などに少ツ、のちらし染かのこと見へ申候ハ、見のかしニ可仕候、絹類帷子ニも本かのこニ紛らハしく目ニ立申候ハ、たとへ染かのこたりと云ともとかめ可申事、
- 一 晒ハ染申分ハとかめ中間敷事、
- 一 頭巾・帯・顔かくしの長手ぬくひ・か、へ帯・笠の緒、大庄屋之父母妻子・刀衣服免之候者共ハ、絹紬ハとかめ中間敷候、巻物ハとかめ可申事、
- 一 衣服免し無之者ハ、右之品々絹紬もとかめ可申候事、

覚

- 一 当所呉服商仕候者共御制法之衣服たくはへ置、ひそかにうり申義、後日ニ知レ申候共所可令追放事、
- 一 他所之呉服屋参候刻ハ、其宿主・其町之名主品々を相改、御制法之衣服之分相改、物ニ入合封を付置、罷歸候時分封を切相改渡可申候事、
- 一 羽二重巻物之類ハ、衣服之外ニも入用之事在之候間、制外之事、
- 一 右之通呉服屋并町々之者共へ可申渡也、

猪之介

元禄二巳年閏正月廿八日

甚三郎

伊藤又五郎

同源五郎

加藤甚右衛門

〔No. 3〕 衣服高

一 従前々如御制禁、銀子百目より高直之表於当所不可商之、小袖・袴ハ不及申、帷子・夜着等迄百目ヲ高直之表、堅あきなひ申間敷事、

一百目より下直之表、二ツも三ツも取合、一表ニ百目より高直ニ当り申候を、紛らかし売候ハ、猶以可為曲事、  
一 はく縫・かのご如此之御法度向之物堅不可商之事、

一 他所之商人右之品々の法度向持参候ハ、宿主急度相改、物ニ入封を付、商人罷帰時分可返遣候、不念ニ仕不相改於当所かくし売ニも商候ハ、知レ次第ニ宿主可為曲事、

一卷物之類ハ着類之外ニも入用之物ニ候間、制外之事、

右之通堅可相守候、違背之輩於在之者、依其品急度曲事ニ可申付旨、呉服屋共并商人・宿仕候者共ニ可申渡也、

元禄二巳年十二月四日 両奉行

伊藤又五郎

同源五郎

加藤甚右衛門

〔No. 4〕 博奕制法町郷中江申渡覚 天和三亥閏五月十九日

御書之写

従先年申付候通、博奕之儀強令停止候、家中并召仕之下々ニ至迄弥堅相守候様ニ克可申付候、公義ニも御法度堅被仰付候間、奉行共入念町・在々へ克申渡由断仕間敷候、若疎略ニ存違背之者在之候ハ、仕置可申付也、

五月廿二日 和泉御判

藤堂仁右衛門殿 彦坂十郎兵衛殿



町覺

從江戸 御書成被下被 仰出候ハ博奕之儀從先年重々御法度被 仰付候、御公儀猶以御法度堅被

仰付候間、弥相改強可令停止候、違背之輩於在之者、急度御仕置ニ可申付之旨御下知ニ候、

○博奕打本人者不及申、其親・兄弟・子共・五人組・其町之年寄迄曲事ニ可申付候、博奕之宿者右之上兩隣向合之家迄懸り可申候、同類たりといふとも於申出者、可免其罪候、

自今已後違背之輩於在之者、僉儀之上或死罪・籠舎、或闕所・追放、科之輕重依其品可申付候事、

〔此一ヶ条郷中ノ申渡ニ無之、(左箇条頭注)〕

○博奕ニ似申候無実之商買堅令停止候、違背之輩於在之者、博奕之罪ニ似申候科ニ可申付事、

○從先年御法度ニ被 仰付候頼母子、是又博奕同前之仕形ニ候間、弥堅令停止候事、

右之通支配下之町中末々之茶屋・裏屋迄念入可申付也、

甚三郎判

天和三亥年後五月十九日

十郎兵衛判

伊藤又五郎 加藤甚右衛門 岩田町清右衛門

塔世茶屋新兵衛 浜町源左衛門

郷中へも同文言一通、

宛所大庄屋十人へ

寺社方へも一通、

是ハ寺社法令ノ所ニ記之、

右いづれも一札取之、

史料紹介 「類聚法令 二二(東京大学法学部法制史資料室藏)(日本近世史ゼミ)

郷中五人組共る村之庄屋・年寄方へ一通宛、

郷中庄屋・年寄共る大庄屋方へ一通宛、

寺庵方る大庄屋方へ一通宛、

大庄屋を奉行所宛一通宛、

町々五人組る其町之年寄方へ一通宛、

町々年寄共る町老へ一通宛、

町年寄を奉行所宛一通、

右一札之文言略之、

於松坂博奕打在之追々籠舎在之、手負欠落之者在之由相聞へ候ニ付、

町郷中へ申渡、 貞享二丑年六月二日

△右欠落候者かくまひ置候ハ、可為曲事、

△当所ニおゐてハ不及申、他所へ参打申者も可為曲事、

是等之趣之一通り之儀故略之、

〔No 5〕町末端々甲乙人之奉書

覚

一鷹匠町・榎木之下之左右・万町之裏堤端之前後・馬場与万町之間之袋町・極楽町・川松之社之近辺、右末々之町々端々之在家・奉公人之宅・寺々ニも、常々甲乙人之宿仕候者在之由達

御聽候、町人百姓等ハ庄や・年寄遠吟味候へとも、小切米小扶持之者又は家中宿持之奉公人ハ、庄や・年寄之触も

蔑ニし五人組も無之故、放埒之仕形在之由其聞ニ候、宅をかし宿賃取申候輩ハ奉公人たりといふとも其所之庄屋・年寄之下知にしたかひ候様ニ可被申付候、令違背遊女・野郎・盜賊之類、由緒不正他所者ニ宿借申候者於在之者、如法仕置可被申付 御意ニ候事、

一 拝領之屋敷売買仕者於在之者、遂僉儀急度立 御耳可被申事、  
一端々末々之裏屋、部田・餘慶町・塔世領・中河原・乙部・古川・岩田領、右之町々其外ニも、常々何之職もなく不  
慥者住居不仕候様ニ常々可被申付事、

右之通具ニ達 御聞申渡候間、可被得其意候也、

貞享三ノ年六月廿五日 佐伯權之助在判

藤堂監物在判

藤堂仁右衛門在判

玉置甚三郎殿 吉武次郎衛門殿 小森少右衛門殿

白井庄大夫殿 柳田伊之介殿 八橋弥次衛門殿

右ニ付、七月廿三日奉行所ニ申付ノ品、得

御内意申付也、書付ハ略シ候、

〔No.6〕 巾着斬制法 比日參宮人數千、依之巾着切甲乙人為群故及此義畢

比日道筋ニ巾着切大勢致徘徊候由聞及候、御領下ニ足をため居申候ハ、兼々申付候通、村中罷出打擲仕追払可申候、手むかいなと仕候ハ、近郷からも出合可申候、たゞきころし候ても不苦候、

一 馬方かゝかきとも対旅人不届成仕形仕間敷候、

右之通道筋之村々道筋近所之村々之者共ニ念入急度可申付也、

三月晦日  
次郎右衛門（山本）  
甚三郎

貞享三寅也、

奥田惣右衛門殿 浅沼五右衛門殿  
倉田吉太郎殿 川北清右衛門殿  
橋爪源左衛門殿 杉野五郎兵衛殿  
来田彦左衛門殿

右之書付順々ニ廻し、見届候由名之上ニ肩書仕、触留（おとどめ）を戻可申候、

〔No.7〕博奕打巾着斬之制法

覚

一博奕打・巾着斬・盗人共盆前（ひら）此筋往来仕由其聞（きこ）へ候、一宿昼休ハ不及申御領下ニ足をためさせ申間鋪候、徒者と見付候ハ、村中棒を出し打擲仕、送り可申候、手むかひ仕、刀・わきさしぬき申候ハ、たゞきころし候（ころ）も不苦候、声を立候ハ、隣郷からも棒を持出合可申候、身かまへ仕出合不申候者ハ、後日ニ聞とも曲事ニ可申付事、一遊女・野郎之輩一宿昼休ハ不及申御領下ニ足（あし）ためさせ許容仕者於有之ハ、後日ニ聞（きこ）へ候とも曲事可申付事、右之旨町中・郷中末々迄支配下切ニ可令触知也、

次郎右衛門  
貞享五年八月十二日  
甚三郎

町年寄共  
大庄屋共

〔No. 8〕町郷中江甲乙人之儀申付

覚

一江戸・京・大坂のころほう共御法度きひしきニ付分散仕、当国へ四十人計も參、他領所々ニ而色々様々之狼藉仕候由  
其聞候、当町之者も得其意常々心懸、兼而如申付置候、成ほと手ひとくあひしらひ可申候、町中申合置、聲立候と

御領分之者とも

隣郷

大勢馳集た、き立棒おくりニ可仕候、手向仕刀・脇指をぬき候ハ、た、きころし候而も少も不苦候、若出合不申  
候者在之候ハ、後日ニ聞届候とも急度曲事ニ可申付候、此旨町中末々迄念入可申渡也、

支配下限ニ村々へ

元禄三年八月十二日

猪之介

甚三郎

又五郎父子

甚右衛門名宛一通

大庄や十一人名宛一通

〔No. 9〕火用心甲乙人之事町郷中寺社江申渡

△寺社方ハ寺社ノ条下ニ記之、

町

一当冬ハ雨遠雪不下寒風烈火事無心元候、当町ハ町々念入火用心たまかに相守候ニ付、出火無之寄特千万ニ候、弥裏屋・  
隠居屋末々迄重々念入火用心專一ニ可仕候事、

一此中甲乙人於方々枉悪仕候、胡乱者町中へ一向寄付申間敷候、方々枉悪人在之ニ付当所へ不見知者入立申義堅令停  
止候、由断を申其上理不尽成義申候ハ、棒を出した、き立追払可申候、若手むかい仕候ハ、た、き殺候ても

不苦候事、

右之通町中堅可相守旨可申付也、

未十二月四日 猪之介  
甚三郎

町年寄共名前

町々名主共

郷中

覚

一 当冬ハ雨遠雪不下寒風烈火事無心許候、常々如申付候火用心念入可申候、風在之時ハ不寝番を置、庄屋・年寄身にかけ、末々の小家・やもめ栖迄夜中ニも念入可申事、

一 往還筋町並之村々ハ自身番仕、端々迄念入可申付候、無念ニ仕出火之輩ハ僉儀之上越度ニ可申付事、

一 胡乱成者村中へ一向立入申間敷候、方々——已下町方文言ト同、

一 郷中寺々江胡乱成者一宿ハ不及申暫も足のためさせ申間敷旨、住持〱江堅可申付候事、

一 郷中堂宮・山林・川原端にも胡乱成者一向置申間敷候、若大勢居申、小村などの不及手事候ハ、其大庄屋へ相断

近郷ガ加勢を出し、即時大勢棒を出した、き立追払可申候、手むかい仕候ハ、た、きころし可申候事、

右之通郷中末々迄堅可相守旨可申付也、

未十二月四日 四判

元禄四未ノ十二月也、

大庄屋十一人銘書

十月十日末々之町々迄年寄一人宛町老式人橋爪源左衛門・河村新兵衛・河北清右衛門、甚三郎宅へ呼寄、兩奉行・横目中人烈座にて重々念入申付、一札之下書遣ス、

扣

何町指上申一札

○此比町之裏・片脇之家々ニ遊女・野郎かくし置、令商買輩有之由被聞召候旨承知仕候、従先規御法度当年ハ一入堅被 仰付候故、当町内借宅之者・裏借○あいもん裏屋く迄吟味之上、右之類一人も無御座、宿仕候者も無御座候、自今以後猶以念入遂吟味、うさん成者御座候ハ、急度言上可仕候事、

○男女ニかきらす出所不知うさん成者預り置宿仕ましく候事、

茶や在之町々ニハ此ヶ案書入可申候、

○茶屋ニハ茶立女如有来指置可申旨奉得其意候、尤茶立女商買仕ましく候、たとへ商買不仕候とも見分之躰遊女と見

へ申候者抱置ましく候事、

右之赴重々御念入就被 仰付候、町内堅吟味仕五人組之以連判一札仕差上申候、町内うさん成者御坐候ハ、急度遂僉義言上可仕候、かくし置他所露頭仕候ハ、連判中如何様之曲事ニも可被 仰付候、仍一札如件、

天和三亥年十月十日

何町年寄たれ印

頭何や何左衛門印

何や何右衛門印

五人組

何や何兵衛印

何や何之介印

何や何太郎印

御奉行様

町内不残如此借宅・店借之面々ハ其家主之名を書、別ニ帳之奥ニ記之印仕らせ可申候、虚事在之候ハ、本人ハ不

及申家主ニかゝり可申候、

○塔世・岩田・八幡・新町・伊与町・上浜・餘慶町・下浜、右之外ニも町並之外之片わきに家在之、所々にハあいの所へ○町並之外片わき之家々・裏屋く迄、如此書入可申候、  
右之通町々一札如此ミのかミ二つ折ニいたし上書ニハ

天和三亥年

何町遊女・野郎御制法之御請一札

十月或日

○奥書ニハ、右町内相改虚判無御座候、已上、

何町年寄たれ判

印判念入可申候、此方の判か、ミニ仕置候と書付渡ス、

〔No.11〕 火災従灰起事申触扣

覚

近年他所御領下之火災、火之残候灰をかき無念ニ仕候より事起候事、度々在之候、自今以後灰をかき申時家主重々入念火之残不申候様ニ可仕候、如何申触候上ニかき申灰より令出火候ハ、其罪一重可申付候間、郷中へ念入可申聞也、

子三月四日

次郎右衛門

甚三郎

大庄屋十人

○右之通同文言にて町中へ申触ル、



天和四<sup>甲</sup>年也、

但二月廿一日貞享<sup>ト</sup>改元、

〔No.12〕火之札之事申触候扣

火之札立る輩之事、当夏も重々堅申付候へとも、端々に今止不申候由其聞候、火之札ハ云に不及、捨目安・おとし文・張紙・札を立るハ皆以大悪人のしわざ也、其者をとらへ来候か、又ハ聞出し候ハ、早速奉行所へ申来へし、たとへ同類執筆たりと云とも其罪を免し、褒美として銀子三十枚とらせ、後々迄あたをなさぬやうに申付へし、其躰と見付なから見のかしに仕とらへ不申、又ハほのかにも聞候を聞のかしニ仕者於在之ハ、後々露顕仕候とも急度曲事ニ可申付候、夜中あやしく所々端々ニ立やすらひ、それらしき者と見及候ハ、とらへ可申候、若それにて無之と云とも、とらへ申候者のあやまりにハ全以申付ましく候、如此の大悪人にも宿無之事は有ましく候、常々宿主・五人組・町之年寄心を付、少も胡乱成者在之候ハ、たとへ不慥候ともひそかに奉行所へ申断るへし、ほのかにも存なからかくし置候ハ、宿主・五人組・町之年寄僉儀之上依其品曲事ニ可申付候、右之旨端々之家々・裏屋・借宅之者共迄堅念入可触知者也、

貞享三<sup>ノ</sup>年十一月九日 次郎右衛門印  
甚三郎印

伊藤又五郎 加藤甚右衛門

町々年寄共 橋爪源左衛門

河村新兵衛 川北清右衛門

郷中へも同赴<sup>一</sup>通、宛所大庄屋十人、

〔No.13〕 川松社近所民家付火之僉儀

覚

川松社之西、八月五日仁平治家・九月十三日弥七郎家・同十四日金之丞家、右三ヶ所へ付火仕ふすはり候を見付消し候、  
徒者当所ニ居申と相見へ候、端々の宿借以下令僉儀、胡乱成者有之候ハ、可申出候、かくし置候ハ、宿主・五人組迄  
曲事ニ可申付候、去年十一月申触候書付之写遣候、此書付之趣弥可相守候、此度之付火も申出候ハ、同類たりとい  
ふとも其罪を免し、ほうひととして銀子三十枚とらせ、あたをなさぬ様ニ可申付候、

右之旨町中ハ不及申、八幡・阿漕町・弁才町・立合町・岩田村・榎木下・塔世・茶屋町・両部田村・餘慶町裏々之家々  
迄可令触知也、

貞享四卯年九月十九日 次郎右衛門印

甚三郎印

伊藤又五郎

加藤甚右衛門

町々年寄とも

橋爪源左衛門

河村新之丞

川北清右衛門

〔表題〕  
従是定式之書付

〔No 14〕 女出替之書付

一出替之時分ニ候、常々如申付候、弥野郎・遊女かましき者に一夜之宿もかし申間敷事、  
一他所之牢人ニ此方へ断なく宿かし申間敷事、  
一身のかせきも不仕何共見届かたき甲乙人へ、たとへ請人在之とも、五人組相談之上ニ<sup>二</sup>年寄・庄屋ニ断り、宿かし申  
ましく候、

<sup>〔一脱力〕</sup>  
端々二家を持居被申候奉公人ニ所之年寄・庄屋ニも断なく宿かし申候仁在之候ハ、其所之年寄・庄やニ申届、其宿  
主へ相断、吟味之上、たとへ請人在之ともあやしき者ハ所ニ置申ましく候、宿かし申候主人其断聞届不被申候ハ、  
此方へ早速可申来事、

右之趣於令違背者、本人ハ不及申、年寄・庄屋・五人組迄可為曲事者也、

貞享二丑年二月四日 次郎右衛門 甚三郎

○横目衆右足輕共三御門京口・岩田口・八丁口へ出ル、  
奉行・同心兩組各二人町中へ出、但二月廿日迄也、  
右衣服改同心者出し候間、又五郎・甚右衛門へ申聞ス、

同年八月七日書付  
女出替時分ニ候間、連々申渡候通、むさと仕たる  
遊女かましき者之宿不仕候様ニ可被申付候、  
一毎の通、横目衆の女衣類改之日付出シ被申候、  
此方同心之者共にも其通申付候、  
右之趣弥念入可被申付候、其方共為心得申遣候也、

八月七日 次郎右衛門 甚三郎

伊藤又五郎殿 加藤甚右衛門殿 川北清右衛門殿 河村新之丞殿 橋爪源左衛門殿

伊藤又五郎  
加藤甚右衛門  
橋爪源左衛門  
川北清右衛門  
河村新兵衛  
八幡町庄や忠右衛門

〔No 15〕 出替町中江出ス書付

覚

一 衣服御制法之通堅可相守候、出替之時分ニ候、弥遊女・野郎かましき者ニ一宿ハ不及申、かりそめに腰をもかけさせ申ましく候、付、他所之浪人ニ奉行所へ断なく宿かし申間敷事、

一 博奕之事連々堅申付候へとも、端々胡乱成風聞在之、於遂僉儀者其身并親兄弟者不及申、五人組・其町之年寄共迄如法急度曲事ニ可申付候、かるた并博奕之道具所持之者ハ、縦令打不申とも、及僉儀候時一向断立ましく候、当所小間物売・かるた商候事堅令停止事、

一 往来之者之外、無請人者ニ一夜之宿も堅かし申間敷候、たとへ請人在之とも、夜ハ他行仕、昼ハふせり、又ハ其宿所へ甲乙人入こみ、身のすぎわひ心得かたき者ハ、五人組相談之上早速追はらひ可申候、不吟味ニ仕宿かし置候ハ、宿主之可為越度候、端々に家を持居被申候奉公人、所之庄屋・年寄ニ断なく法外ニ宿かし申仁在之候ハ、其宿主へ庄屋・年寄急度相断可申候、宿賃ハ取なから不用国法仁在在之ハ、可達奉行所候、連々堅申付候へとも、遊女・野郎・甲乙人等端々ニハかくし置在之様ニ風聞候、慥ニ聞届候ハ、急度可令僉義事、

右之赴於令違背者、本人ハ不及申庄屋・年寄・五人組迄曲事ニ可申付候、此旨端々之借家・裏屋迄念入可申聞者也、

貞享三寅年二月四日 次郎右衛門  
甚三郎

伊藤又五郎 加藤甚右衛門

町々年寄共 橋爪源左衛門

河村新兵衛 川北清右衛門

やわた町庄屋忠右衛門

△寅七月晦日例式出替触、

衣服 出替ニ付遊女・野郎 他所之浪人

右三ヶ条申触文言略之、

△卯・辰兩年、

覺

一女出替之時分ニ成候、常々如申付候、弥遊女・野郎かましき者ニかりそめの宿もかし申間敷事、

一衣服之義御制禁之通弥堅可相守事、

一他所之浪人に奉行所へ無断宿かし申間敷事、

右之通念入末々迄可令触知也、

月日 兩名

〔No.16〕 出替触

△連々如申触候、遊女・野郎・博奕打・巾着切らしき者に一宿ハ不及申、仮初ニ腰をも掛させ申間敷候、

付、他所ニ參候半人奉行所へ無断宿借申間敷事、

△遊女ハ不及云、常之女たりと云とも、かくまひ置ひそかに其道之商仕候者於在之ハ、其身ハ不及申兩隣向合五人組

迄急度曲事ニ可申付事、

△往来之者之外、無請人者ニ一夜之宿も借申間敷候、たとへ請人在之とも、夜ハ他行、昼ハふせり、其宿所へ不知人

入込、身のすきハひ難心得者ハ五人組相談之上ニ而早速追はらひ可申、吟味なく宿かし置候ハ、宿主可為曲事候、

付、端々居申候奉公人宿賃を取、宿かし申者有之候ハ、其所之名主早速奉行所へ可告来候事、

右之通町中末々迄可令触知候、違背之者於在之者後日ニ聞届候とも曲事ニ可申付也、

元禄二巳年二月四日

猪之介  
甚三郎

伊藤又五郎

同源五郎

加藤甚右衛門

町々名主共

橋爪源左衛門

川北清右衛門

河村新兵衛

△例年女出かハリ衣服御制法之事一ヶ条在之候へとも、当年ハ比日衣服之儀申触候故略之、重而うらへ書のせ可申

決談、

△同年七月晦日出かハリ触文言三ヶ条如辰年、

△同三年 三ヶ条 如例、

△同四年 三ヶ条 如例式、

△同五年 右同断、

△同六年 右同断、

△同七年 右同事也、

△同八年 右三同、

△同九年 右同断、

△同十年 同前条、

△同十一寅年 右同、

△同十二卯年 右同断、

〔No.17〕 益中町中江触 天和三亥也

御家中侍衆へ今日仁右衛門(傳家高光)殿方御触如此ニ候間、写遣候、町中も此通相守申様ニ末々迄可被申渡候也、

七月十日 甚三郎

伊藤又五郎 加藤甚右衛門

△子共ハおとり候共、踊ノウけ合無用ノケ条、

△子共ニても辻相撲取申間敷之ケ條、

△花火・流星・嵐火是又可為停止ケ條、

△下々門立之ケ條、

△諸鳥捕申事停止ノケ條、

右委細御家中御触扣ニ記之、

〔No.18〕 益中町方踊之事

子共ハ心次第おとらせ可申候、此方組之同心、目付ニ出候事、不行儀之あふれ者可制のために出し候、遠慮仕間敷候、下々ニ而究屈ニ不存候様ニ相心得可申候、此段我等共申候とハ申間敷候、面々此心持ニ存入、下々ニ而究屈ニ無之様ニ可仕候、

○夜更候へハあわれ者も出、又盗人・火用心のため不宜候、夜半過迄おとらせ、八ツ之かね聞候ハ、早速しまハせ可申候、

○町にて踊申上ハかなや町堤端、其外津外しまり無之所にておとらせ申間敷候、左様ノ所にてハ放埒成儀共出来候、右之通七月七日伊藤又五郎・加藤甚右衛門・橋爪源左衛門・川北清右衛門・川村新兵衛ニ申付ル、

○時分も過宵闇ニ成候迄おとり候へハ、長シ候て災も出来候、町中之灯笼廿一日迄とほし候間、廿一日切ニ踊廿二日之夜より堅停止と申付候、其段入念可申渡候、

右之通七月十九日右四人へ申付ル、

貞享元子年也、

〔No.19〕 盆中躍触

覚

一 盆中子共なと去年のことく心次第ニをとらせ可申候、其町切ニ仕、隣町へも盆躍堅令停止候事、

一 七夕の廿一日迄をとり可申候、灯笼廿一日迄とほし申候間、廿二日迄堅可為停止事、

一 夜更候迄をとり候へハあばれ者も出申候間、九ツ時分ニ仕舞可申候、八ツ之かね已後をとり候ハ、可為曲事、

一 かなや町・八町之堤端、其外町はつれの端々しまり無之所にてをとり申間敷候、極楽町も其町切ニをとり、他所之

者一円入申間敷候、堅相守可申候事、

一 躍衣装其外万端過分成儀令停止候事、

右之通端々迄念入相触可申候、目付出候間、違背之者有之候ハ、其者ハ不及申町々之年寄共迄、依其品、越度ニ可申付也、

次郎右衛門

貞享二丑年七月朔日

甚三郎

伊藤又五郎殿



加藤甚右衛門殿

橋爪源左衛門殿

河北清右衛門殿

河村新兵衛殿

△貞享三寅七月四日躍触ニハ、

○七夕夕十七日迄おとり可申候、十八日夕堅停止、

○四ツ迄ニ仕廻可申候、九ツノかね已後をとり候ハ、為可曲事、

右之通有之、其外右ニ同し略之、宛名・奥書も同断、

△同四卯七月六日躍触如去年、

△同五辰七月朔日躍触如例年、

但七月廿一日迄をとり可申候、九ツ之かね限ニ仕廻可申候、

右之通、日切刻限かハる、

一辻之川原・堤端にて寄集り相撲取申義、堅令停止候事、

此一ヶ条末ノ所ニ加之、

△元禄二巳年七月朔日躍触去辰年ノことし、

△同三年七月三日躍触如例年、

△同四年七月三日如例式、

△同五年申年諸事如例年、乍去五月末、

一身田大空院様御死去ニ付、日切七夕夕十六日迄、

△同六酉年

△七夕夕十六日切、  
△夜更候迄躍触へハあふれものも出候間、宵内ニ仕廻可申候、夜更候ハ、可為曲事候事、

史料紹介「類聚法令 二」(東京大学法学部法制史資料室蔵)(日本近世史ゼミ)

其外如式年

西七月六日  
七左衛門<sup>へ五歳</sup>

猪之介

△同七戌年如去酉年 躍仕廻四ツ切ト有之、

△同八亥年右二同、

△同九子年右二同、

△同十丑年同前条、

△同十一寅年同断、

△同十二卯年右二同し、

〔No.20〕 八幡芝居物 貞享元子年

○例年御旅九日右十五日迄七日之間申付来候、雨天ニテ半分も不仕時ハ請申者も芝居者も過分ニ損仕由申上候処、当年右八月朔日右仕らせ祭礼渡申、日を限に可申付候、遊女・野郎かましき者、女舞・野郎之類堅令停止、其外之芝居物ハ二座も三座も可申付旨依 御意之趣ヲ七月七日ニ八幡忠右衛門ニ申渡ス、

○町中之者遠慮不仕心安見物可仕候、此方右出候組ノ者ハ放埒成儀を可制之ためニ候、幾度見物ニ参候而も見とかめ申事ニ而無之候、下々ニ而究屈ニ不存候様ニ可申聞候、

右同日又五郎・甚右衛門・源左衛門・新兵衛・清右衛門ニ申渡ス、

○博奕并遊女・野郎祭礼ノ紛レニ片時ニても町中ニ宿仕候ハ、曲事ニ可被 仰付旨、八わた町右一札取之、

○大芝居一座・追出し小芝居一座之外無用之由老中被申渡、外ニ小見世物共一・二座ハ各別之由老中了簡ニ付、相談之上品玉・縄切ノ座願之通申付ル、

○御旅御代參兩奉行參詣辰ノ下刻、かち四人・小姓四人、

○神輿御迎之節ハ徒士十六人・小姓六人 但兩奉行共罷越、

○祭礼半五雨降笠御免○鳥目百貫文祭礼之者ぬれ申候間、御酒たへ申候様ニと御意ニて御下行、

○組ノ者十四人、兩組小頭とも京口御門ニ列居警固持竹杖 小頭已下組ノ者ほかま・羽折縣、

○御家中出馬 御在国ニ八十疋、御在江戸年ハ三疋恒例也、

○夜芝居如例年仕度旨、依之九日五つ限ニ免之、雖然群集故不可然之由家老中評定ニ付、日暮切ニ申付ル、

〔No.21〕 巾着斬払之事 八幡祭礼之節

覚

○巾着切入込申候由其俣差置候ハ、次第ニあつまり可申候、追払可申候、尤かりそめの宿仕候共曲事ニ可申付候事、

○八幡之者五人宛〔俣〕ぼうをもたせ芝居在之内者其近辺ニ差置可申候、徒者在之時ハ八幡之者共不残出合候様ニ可申付候

事、

○さ、ら与大夫も手下之者共番仕候へと申付候、巾着切よく見知居申由ニ候間、無油断申付巾着切一人ニても居申候

ハ、先相断其上ニて足のため候ハ、打擲可仕候、与大夫手下之者番つとめ候間、大芝居・小芝居共ニ札百枚ニ付

一枚宛今日方とらせ可申候事、

右之通堅可相守也、

次郎右衛門

貞享二丑年八月十一日

甚三郎

八幡町庄や 忠右衛門

年寄共

(No.22) 八幡芝居之書付扣

覚

一 祭礼之時節人あまた入込候ニ紛らかし遊女・野郎ハ不及申、他所之浪人・甲乙人等ニ仮初之宿も堅かし申ししき事、  
一 博奕堅令停止候、芝居之役者たりといふとも博奕打申者ハ早々追払可申事、

一夜芝居堅停止之事、

一 芝居在之内ハ八幡之者、五人宛棒を持、芝居近辺ニ居可申候、徒者在之時ハ八幡町中不残出合可申事、

一 さ、ら与大夫手下之者共巾着切・どろ坊之番ニ申付候、巾着切一人ニても居候ハ、先相断其上ニて不立去候か廻

り帰候ハ、打擲可仕候、与大夫手下之者ニ精ニ入番仕候へと申付候間、大芝居・小芝居共ニ札百枚ニ付一枚宛とら

せ可申事、

右之通堅可相守也、

貞享三ノ年八月朔日 次郎右衛門

甚三郎

八幡町庄や忠右衛門

年寄共

惣町之者共

△此年福井弥次郎・十次郎・勝田七兵衛勸進能座本仕、八日ニ甚三郎見物仕、九日ニ次郎右衛門見物仕、

勸進能大夫藤市将監、

△此年ノ富をつき候儀法度ノ旨、忠右衛門・年寄へ急度申付ル、

△同四卯七月廿五日祭礼之書付

諸事如去年、但博奕ノケ条ノ末ニ

於芝居とミをつき申事、猶以令停止候事ト有之、

一芝居ハ八月朔日ヲ始之、御祭礼為濟候日芝居払可申、往来之者之妨ニ成不申候様ニ可仕事、此一ヶ条口五二ヶ條

目ニ相増、

△同五辰年諸事如去年 此年九月晦日元禄ト改元、

△元禄二巳年 書付如例式、

△同三年 書付如例式、

△同四年 如例式相触畢、

△同五年 如恒例、

△同六四年 如恒例、奉行七左衛門・いの介

△同七戌年 如式例、

△同八亥年 右ニ同、

△同九子年 右同断、

△同十丑年 右同断、

△同十一寅年 右ニ同し、

△同十二卯年 如例式、

(No.23) 新米 口触

従先年度々被 仰付候へとも、近年たゞくさに成申候、公儀如 御大法上納相濟不申候内ニ其年之新米一円ちらし申間敷候、相背申候者在之候ハ、急度可告来候、見のかしニ仕候ハ、御未進米五人組として弁へ可申候、若無抛返弁之子細在之候ハ、五人組立合遂吟味御年貢米程慥ニ残し置、庄屋・年寄ニ相断可任其意候、此旨急度可申渡候、

已上、

亥七月廿五日 天和三亥也

〔No 24〕 早田之触

覚

早田之町付、村々之庄屋・年寄ニ申付吟味仕らせ書付させ置可申候、郷代官中支配下切ニ廻り被申候時、書付相渡可申候、相違在之候ハ、急度改メ申候へと申渡候間、村々念入早田之畝付相違無之様ニ可仕候、手代も一人宛差添申候間、可得其意候由村々へ可申聞也、

八橋弥次右衛門

亥七月廿五日

柳田伊之介

天和三年也

玉置甚三郎

大庄屋中

〔No 25〕 上納皆済無之内新米不可散旨十七ヶ条之内ニ在之、

十七ヶ条ハ天和三亥年八月十四日大庄屋・小庄や共ニ於甚三郎宅申渡畢、

〔No 26〕 早米之事

覚

一 早田之町付——手代も一人宛差添申候間、可得其意候事、  
一新米弥一円ちらし申ましく候、十七ヶ条之紙面之通堅可相守候事、

右之通支配下切へ急度可相触候也、

弥次右衛門 伊之介

貞享元子年八月四日

次郎右衛門 甚三郎

大庄屋十人へ

△同二丑年同三寅年ニ不見、

覚

一 早田之町付村々庄や・年寄共吟味之上、書付奉行所へ差上可申候、仕様不吟味と存候村々へハ、郷代官手代廻し可  
遂兪儀候間、重々念入畝付米盛相違無之様ニ可仕事、

一 新米一円——、

同四卯年七月廿五日 四名

大庄や十人へ

△元禄元辰年不見、

△同二巳年日付も卯同断、同三午年卯ト同断 同四未・五申同断、

覚

一 早田当立毛之儀、早ニ付村々甲乙可在之候間、蒔候時節ニ成候ハ、前かとニ可申来候、郷代官見分ニ廻被申候様ニ  
可申談事、

一新米——、

同六酉七月廿五日 弥次右衛門 理<sup>(英本)</sup>兵衛

七左衛門 いの介

△ 覚

大庄や十一人

早田之畝付村々庄屋共吟味之上書付代官所切ニ差上可申候、村々へハ代官中廻りせん（金銀）き可被遂候間、重々入念畝付相違無之様ニ可仕事、

一新米——、

同七戌七月廿二日 四名

大庄や十一人宛

覚

一早田之町付村々庄や・年寄共吟味之上、書付郡奉行所へ差上可申候——已下卯ノ年ノ格、

一新米一円——、

同八亥七月廿九日 四名

十一人各書之

△同九子年右同断、

△同十丑年 同十一寅年 同十二卯年 右同断、

〔No 27〕町中へ博奕火用心其外申付条々

覚

一町中御法度堅可相守候、博奕之儀猶以きひしく吟味仕、違背之輩於在之ハ早々可告来候、かくし置候ハ、親子兄弟者不及申、町之年寄・五人組迄曲事ニ可申付候、博奕・遊女・野郎之宿ハ両隣・向合之家迄ニかゝり可申候、同類たりといふとも於申出者可免其罪候事、



一火用心常々念入可申候、取分極月・正月ハ火事之節ニ候間、町々之年寄共身にかけ末々之裏や迄人を廻し念入可申候、近年灰右火出申事数度之義ニ候間、灰かき申時念入可申候、無沙汰ニ仕出火いたし候ハ、本人ハ不及申候儀之上五人組迄迷惑ニ可申付候事、

一水いらい・とんと堅令停止候事、

右之旨町々末々迄堅可申付也、

子十二月十日

次郎右衛門

甚三郎

伊藤又五郎

加藤甚右衛門

川村新兵衛

橋爪源左衛門

川北清右衛門

〔No.28〕町中江之書付

覚

一博奕・遊女・野郎之制禁連々堅申付候処ニ、末々迄能得心仕候由聞届、奇特千万ニ候、猶以無油断吟味仕、少も胡乱成者於在之ハ早々可告来候、かくし置、外右聞申候ハ、其町之年寄・五人組迄曲事可申付事、

一とたとやらん無実儀米商世上ニ在之由風聞ニ候、於当所左様之商堅令停止候、先年も如申付候、惣而無実義商ハ博奕同前ニ候間、取立候輩於在之者博奕同罪ニ可申付事、

一町中火用心常々念入申候故出火無之一段之事ニ候、極月・正月風在之時ハ取分念入可申候、近年灰をかき、それ右

出火度々之時候間、心を付可申候、鰥栖并人すくなの小家などハ隣家からも心を付可申候、無沙汰令出火候ハ、越度ニ可申付候事、

一 仏神之奇怪邪說新義之法を取持荷担仕、私として講を結、祭礼を企、送迎等堅令停止候、無抛子細於在之ハ違奉行所可受下知事、

一 嫁娶其外惣而身上方過奢之仕形令停止候、水祝・とんと堅可為無用事、

右之通町中堅可相守之旨可申付也、

貞享二五年十二月四日

次郎右衛門

甚三郎

伊藤又五郎殿 加藤甚右衛門殿

橋爪源左衛門殿 河村新兵衛殿

川北清右衛門殿

〔No.29〕 町中江例式書付

覚

一 町中御法度堅可相守候、—— 去々子ノ年ト同断、

一 火用心常々念入可申候、—— 去々子ノ年ト同断、

一 よめいりの時礫をうち申由其聞へ候、甚狼藉之至ニ候、人心つき申者之しわさとは不存候、子共之所為ト察入候、

自今已後子共礫打候ハ、其親兄弟ニか、り急度曲事ニ可申付候、付水祝・とんと堅令停止候事、

右之旨町々末々迄堅可申付也、

刁十二月十九日 兩名

貞享三年也、

左ノ五人名前

貞享三寅年六月十一日出之、

二十一ヶ条別帳ニ有之、

〔No 30〕町中江例式書付

覚

二二十一ヶ条之法度書於町々弥月ニ一度宛末々之借屋之者共迄読聞せ堅可相守候、博奕之義ハ猶以きひしく吟味可仕候事、

一火用心弥念入可申候、近年自身番之仕形身ニかけ重々入念申ニ付出火無之奇特千万ニ候、弥油断仕間敷事、

一付火・火ノ札・捨目安・落文・張紙札を立る族者皆以大悪人之しわさ也、去年十一月此義ニ出し候書付二十一ヶ条

同前二月々読きかせ可申候、銀子三十枚之属託不可有相違事、

一神事・法事・婚礼其外万端其身上方内場ニ可仕候、不相応之奢於在之者可為越度事、

一水祝・東土・元服振舞・嫁娶之時礫うち候事、如此品々堅令停止候事、

右之条々堅可相守旨町中末々迄可令触知也、

次郎右衛門印

貞享四卯年十二月十九日

甚三郎印

伊藤又五郎 加藤甚右衛門 町々老共

橋爪源左衛門 川村新兵衛 河北清右衛門

元禄元辰年十二月十九日出

史料紹介 「類聚法令 二」(東京大学法学部法制史資料室蔵) (日本近世史ゼミ)

町中例式之書付

一 付火ノケ条ニ——大悪人之しわざ也、去々年十一月此儀ニ付書付を出し、去年も其通申付候へとも于今端々甲乙人止不申候、見のかし聞のかしニ仕候ハ、後日ニ聞付候とも本人同前ニ曲事ニ可申付候、火ヶケ条同前ニ——、其外卯年ニ同し、仍而略之、

元禄二五年 十二月十九日

町中例式書付 如去辰年、仍而省之、尤少ツ、之てにはハ相違之所も有之候也、火之礼之書付如廿一ヶ条月々よミ可聞との義無之、

△元禄三年も如例式、

諸事如去巳年、

△同四未年書付如恒例、

△同五申年書付諸事同断、

但、博奕大方止申と相見へ候、町々名主共入念人々も能得心仕故と奇特ニ候、弥堅可相守事ト一ヶ条目ノ奥ニ有之、

七左衛門

△同六酉年如去年、  
猪之介

(No.31) 町中式例之書付

覚

一 廿一ヶ条之法度書弥堅可相守候事、

一 博奕ハ不及申仮初之勝負事も堅仕間敷候、猶以遊女・野郎かましき者少之内ニ而も置申間鋪事、

一 火之番人々能相慎自身番之仕形も身にかけ候故、出火無之奇特ニ候、弥是迄之通可相守事、

一 神事・法事・婚礼其外万端之身上方内場ニ可仕候、不相応之奢ハ仕間敷事、  
一 水祝・東土・元服振舞・嫁娶之時磔打候事、如此品々堅令停止候事、

右之条々堅可相守旨町中末々迄可令触知也、

元禄七戌年十二月十九日

七左衛門

猪之介

役印

伊藤又五郎

同源五郎

加藤甚右衛門

岡宗大夫

別府八右衛門

町々名主共

△同八亥年同右、

△同九子年右同前、但火用心人々相慎——ト有之、

△同十丑年右同断、

△同十一寅年右ニ同し、

(No. 32) 町中江出ス書付

覚

一 貞享三年寅六月書付出候、二十一ヶ条并往々申付候諸法度堅相守可申事、

一 博奕弥堅令停止候、かりそめの勝負わざニても仕申者有之候ハ、早速可訴之、うさんニも見及候ハ、竊ニ可告来事、

一 渡世不慥うろん成者之人宿仕候ハ、五人組〆早々可訴来候、名主共常々無油断入念吟味可仕候事、

一 不実之商売弥堅令停止候事、  
一 米商売ハ間屋方ニ有之板之物書面之通随分入念可申候、私欲まきれ不実之仕形有之候ハ、急度曲事可申付候事、  
右之通、町中末々迄入念可申聞也、

卯四月六日

七左衛門

次郎右衛門

伊藤又五郎 伊藤源五郎 加藤甚右衛門

岡宗大夫 別府八右衛門 町々名主共

橋爪源左衛門 川北清右衛門

口上二三而申渡ス

一 近年、町役増末々之者共迷惑仕申由聞申付、拜借金五百両申付候、此利足を以町役ゆるめ、間口銭指止可申候、  
一 魚町草刻申由聞届候付、冥加錢差免之候、

[No.33] 郷中江申渡書付扣

覚

一 郷中末々之百姓令困窮之旨御不便ニ被 思召候、ゆく／＼成立申様ニと御憐愍之 御内意ニ候間、小百姓已下迄耕作精ニ入可申事、

一 従 公儀被 仰付候五ヶ条之御書付之趣、郷中末々迄堅可奉守候、御条目之外ニも百姓ニ不相応之奢かましき事於在之者、急度曲事ニ可申付事、

一 従先事如被 仰付候博奕・頼母子堅令禁制候、違背之者於在之者急度曲事ニ可申付事、

一村のよく成あしく成申ハ、大庄屋・小庄やの心入次第ニ候、不直之者在之候ハ、連々聞届、依其品曲事ニ可申付候間、兼而其覚悟可仕事、

一村中年中之免割并私用庄や・年寄・百姓中立合吟味之上、小百姓已下迄印判仕、其年之帳、明ル年之二月晦日切二年々可差越事、

百姓の印判庄屋方ニ集置、猥ニおし申候ハ、急度曲事ニ可申付候、私用之入目者小百姓得心之上、一度くに入々ニ印判仕らせ、其帳不及清書直ニ奉行所へ差上可申候、庄屋算用已下申かけ押領仕候ハ、則刻奉行所へ可告来候、右之通支配下之村々へ相触、其村々之庄屋・年寄ニ畏奉存之旨印判仕らせ可越候也、

天和三亥年三月十日

玉置甚三郎居判

彦坂十郎兵衛居判

大庄屋十人へ

天和三亥年八月十四日

十七ヶ条 大庄屋・小庄屋共ニ於甚三郎宅申渡畢、

別帳ニ記之、

○一札ノ案紙

何ノ郡何村 仕上一札

今度被 仰渡候十七ヶ条之趣、畏得心仕一々堅可奉守候、違背仕候ハ、如何様之曲事ニも可被仰付候、為其一札如件、

天和三亥年何月何日

何村庄や何右衛門印

同村年寄何兵衛印

何村庄や何左衛門印

進上御奉行様

頭何五郎 印	頭何之介 印	頭何之介 印	頭何四郎 印
何蔵 印	何之丞 印	何之丞 印	何三郎 印
何兵衛 印	何右衛門 印	何二郎 印	何八郎 印
何左衛門 印	何左衛門 印	何平治 印	何九郎 印
何太郎 印	何兵衛 印	何十郎 印	何兵衛 印

口上

○此条目、村々之庄屋方ニ念入写留、自今百姓中へ月ニ一度宛よミきかせ、水のミ百姓・やもめ迄ニ得心仕らせ可申候、重而郷中打廻り又ハ目付之者不時ニ廻し相改申候ニ、ケ条書所持不仕候庄屋在之候ハ、曲事ニ可申付事、

○此案紙之通ニ村々右一札取可越候、印判末々迄念入可申候、此方之判かゞミニ仕置候事、

○十人之大庄屋支配下切ニ帳ニとぢ申候ハ、可越候、よこ折のミ(美濃紙)のがミニ案紙のことくちいさくか、せ可申候、十月

十五日切ニ一札相調差上可申事、

八月十四日

大庄屋十人

〔No 34〕郷中江申付書付之扣 天和三亥年

覚

一当八月遣候十七ヶ条、其節如申付候、村々之庄屋とも月ニ一度宛末々之小百姓迄ニ申聞堅可相守候、ばくち之儀ハ当五月為 御意申触候書付のことく、猶以村々きひしく吟味仕違背之輩於在之者早々可告来候、かくし置候ハ、親兄弟・子共・五人組者不及申、其村之庄屋・年寄迄、急度曲事ニ可申付候、ばくちの宿者両隣・向合之家迄懸り可申候、同類たりと云とも於申出者可免其罪候事、



一連々如申付候火用心常々念入可申候、取分極月・正月者火事之節ニ候間、風在之時者庄屋・年寄共身ニ懸精ニ入、末々之小家迄人を廻し念入可申付候、郷中御藏近所之火事ニ村之者共不精ニ仕、御藏焼候ハ、可為越度事、一神事・仏事・よめいり・智取、其外万端其身上る内場ニ可仕候、不相応之おごり仕候ハ、可為越度候、水いらい・元服ふるまひ・名かハリ酒・とんと、如此品々可為無用事、

一大酒ハ災之本ニ候、常々堅相つ、シミ可申候、大酒より事起り及裁許候ハ、輕罪も重罪ニ可申付候事、一歳暮・年頭其外五節句之礼ニ參申候事堅無用ニ候、今月十四日切ニ評定日仕廻、正月十九日評定聞申候、大庄屋共も十九日評定初ニ年頭之礼も可申事、

右面々支配下之村々へ堅可相守之旨可令触知也、

亥十二月十日 弥次右衛門 伊之介

次郎右衛門 甚三郎

大庄屋十人へ

〔No.35〕郷中江博突火用心其外申付条々

覚

一十七ヶ条月ニ一度宛村々之庄屋共末々之小百姓迄ニ申聞、弥堅可相守候、博突之儀猶以嚴敷吟味仕、違背之輩於在之者早々可告来候、隱置候ハ、親兄弟・子共・五人組ハ不及申、庄屋・年寄迄曲事ニ可申付候、博突之宿ハ両隣・向合之家迄ニ懸り可申候、村々之寺庵猶以堅念入可申候、同類たりといふとも於申出ハ其罪可令免許事、

一連々如申付候火用心常々念入可申候、取分極月・正月ハ火事之節ニ候間、風在之時ハ庄や・年寄身に懸精ニ入、末々之小家迄人を廻し念入可申付候、近年灰カ火出申事数度之義ニ候間、灰かき申時一入可申候、無沙汰ニ仕出火仕候ハ、僉義之上五人組迄迷惑ニ可申付事、

一 神事・仏事——去冬之書付ト同断也、

一 大酒ハ——右同断、

一 郷中之者共役人中へ歳暮・年頭・五節句之礼ニ參候事無用ニ候、例年正月登 城仕来候者共ハ、今月廿日切ニ名前書付一目録ニ仕、奉行所へ差上可申事、

一 今月十四日切ニ評定日仕廻、来正月廿五日評定可仕候、公用并無抛急用在之候ハ、不限何時可申来事、右面々支配下之村々へ堅可相守之旨可令触知也、

子十二月十日

弥次右衛門 伊之介

次郎右衛門 甚三郎

大庄や十人へ

〔No. 36〕 郷中江書付

覚

一 博奕之事連々きひしく申付候処ニ郷中よく得心仕候由聞伝奇特千万ニ候、猶以無油断遂僉義、少もうろん成者於在之ハ早々可告来候、かくし置外聞候ハ、其村之庄屋・年寄・五人組急度曲事ニ可申付事、

一 野郎・遊女ハ不及申、不慥者ニ一夜之宿もかし申間敷候事、

一 新法ニ仏・神のき（奇特）とく申立、取持新規之祭送迎等堅令停止候、無抛子細於在之者、奉行所へ相達可受下知事、

一 有来候神事・仏事無懈怠可相動候、乍去少も奢かましき義無之かるめニ可仕候、よめいり・賀取已下も身上相応（カ）ろく可仕候、水いらい・元服振廻・名かハリ酒・とんと、如此之品々堅令停止候、惣而大酒ハ災之本ニ候、常々

堅相つ、しミ可申候、大酒（カ）事発及裁許候ハ、軽罪も一倍之重罪ニ可申付事、

一 常々如申付候火用心念入可申候、取分極月・正月風在之時ハ庄屋・年寄身ニかけ末々の小家・やもめ栖迄夜中ニも

人を廻し念入可申付候、近年灰をかき、それ出火度々之事ニ候、心を付可申候、如斯申付候事ハ其人々のためニ候、よく得心可仕候、不得心ニ仕出火之輩ハ僉義之上越度ニ可申付事、

一 郷中之者共役人中へ歳暮・年頭・五節句ニも用無之に參申候事堅無用ニ候、今月十四日切ニ評定日仕廻、来正月廿五日<sup>日</sup>式日之評定一ヶ月ニ六度可令裁許候間可得其意候事、  
右之条々支配下切ニ村々へ可申聞候、

十七ヶ条月ニ一度ツ、村々之庄屋方へ小百姓迄不残呼寄よミきかせ、御仕置之趣常々得心仕らせ可申候也、

貞享二丑年十二月四日  
弥次右衛門 伊之介  
次郎右衛門 甚三郎

大庄屋十人

木下五郎左衛門

中子市右衛門

△郷中へ例式書付

貞享三子年十二月十九日 四判

文言去々子ノ年ノ通り也、

仍而略之、

但、評定仕廻十九日切ト有之、

〔No 37〕 郷中江例式之書付

覚

一十七ヶ条之法度書、弥月ニ一度ツ、末々之小百姓迄よミ聞せ堅可相守候、博奕之儀者猶以きひしく吟味仕、違背之

輩在在之者早々可告来候、かくし置候ハ、親兄弟・子共・五人組者不及申、其村之庄屋・年寄迄急度曲事ニ可申付候、博奕之宿ハ兩隣・向合之家主へもかゝり可申候、同類たりと云とも於申出者可免其罪候、南山中・松坂の南之御領下、他領入組之村々無心元候、庄屋・年寄一入念入僉義可仕事、

一連々如申付候火用心常々人々身ニかけ精ニ入可申候、風在之時ハ庄屋・年寄共未々之小家迄一入念入可申事、

一付火・火ノ札・捨目安・落文・張紙・札を立る族ハ皆以大悪人之しわざ也、去年十一月ニ出し候書付、十七ヶ条同前二月々読聞せ可申候、銀子三十枚之囑託弥不可有相違事、

一神事・法事・よめいり・掣取、其外万端其身上より内場ニ可仕候、不相応之奢在在之者可為越度候、水祝・東土・元服振舞・名かハリ酒、如此品々堅無用之事、

一大酒ハ災之本ニ候、此ヶ条文言如例年、

一歳暮・年頭其外五節句之礼ニ參候事堅無用ニ候、今十九日切ニ年内評定仕廻候、来正月廿五日に評定仕候間、大庄屋共も評定初ニ年頭之礼可申事、御留守年故也、  
右堅可相守旨人々支配下之村々へ可令触知也、

貞享四卯年十二月十九日  
弥次右衛門 伊之介 各印  
次郎右衛門 甚三郎

大庄屋十人名前

木下五郎大夫

中子市右衛門

元禄元辰年十二月十九日出

郷中へ例式書付

一付火・火ノ札ノケ条ニ——大悪人之しわざ也、去々年十一月此儀ニ付書付を出し、去年も其通申付候得共于今端々  
甲乙人止不申候、見のかし聞のかしニ仕候ハ、後日ニ聞付候共、本人同前曲事ニ可申付候、十七ヶ条同前ニ——  
一来正月廿五日と評定仕候間可得其意候、年頭之御札ニ登城仕候者共ハ格外之事、御在年故也、  
其外如去卯年、仍而略之、

〔No. 38〕 郷中江式之書付

覚

一十七ヶ条之法度書、弥月ニ一度宛末々之小百姓迄読聞せ堅可相守候、博奕大方止申与相見へ候、村々之庄屋・年寄・  
百姓中も能得心仕故と奇特ニ候、されとも南山中・松坂と南他領入組之村々・道端之馬方とも、猶以無心元候、庄屋・  
年寄一入念入僉義可仕事、

一連々如申付候、火用心人々身ニかけ精ニ入可申候、端々のやもめ住など、火を大事ニかけ不申与相見へ候、無沙汰成  
者ハ吟味之上家をた、ませ、其親類共之家之はしニ差置、念入可申事、

一付火・火ノ札・捨目安・落し文・張紙・札を立る族ハ皆以大悪人のしわざ也、其赴存ながら見のかし・聞のかしに  
仕候ハ、後日ニ聞付候とも本人同罪たるへし、従先年如申触候、告来輩ニハ銀三十枚之褒美不可有相違候、但大  
庄屋・小庄屋ニ対し出し立訴訟仕かね候事之在候ハ、書付を封し、奉行所へひそかに持参仕可差上候、依其品訴  
訟人之名ハ不令披露其赴<sup>趣</sup>迄可及吟味事、

一神事——大酒——歳暮——、此三ヶ条ハ去々卯ノ年のことし、

<sup>(朱力)</sup>

佐次右衛門 理兵衛

元禄二巳年十二月十九日

猪之介 甚三郎

△同三午年 書付 如例式、

△同四未年 書付 如恒例、

△同五申年 如式年、

△同六酉年 如例、奉行七左衛門 猪之介、

〔No.39〕 郷中例式書付

覚

一十七ヶ条之法度書弥堅相守、神事・法事・婚礼、其外万端其身上る内場ニ相心得、不相応之奢仕間敷事、付、東土・水祝・元服振廻・名替酒、如此品々堅令停止候事、

一博奕ハ不及申、仮初之勝負事も堅仕間敷候、端々之出屋敷其外茶屋などニ野郎・遊女かましき者少之内ニ而も置申間敷候、村々遠キ出屋鋪・茶屋ニハ其所之可然者を肝煎ニ申付、其者常ニ心かけ候様ニ可申付候、折々隠目付を出し候間、猥之様子聞届候ハ、庄屋・年寄・五人組迄越度ニ可申付候事、

一火用心人々身にかけて、風烈時ハ尚以互ニ入念可申候、最前も申付候通、灰屋ハぬり屋ニ仕、弥可念入候、家主心にかけ可申事、

一とろ坊かましき胡乱成者紛来候ハ、村中心を合、足をためさせ申間敷候、猶其上ニも滞居申候ハ、早速追払可申候事、

一歳暮・年頭・其外五節句ニも態と礼ニ參事ハ無用候、今十九日限ニ年内評定仕廻候、来正月廿五日を評定有之候間、可得其意候事、

右之条々堅可相守旨、支配下之村々へ可令触知也、

元禄七戌年十二月十九日 四判

大庄や十人

△同八亥年 同右、

△同九子年 書付少々文法相改、

一十七ヶ条之法度書、弥堅可相守事、

一博奕ハ不及申、仮初之勝負事も堅仕間敷候、弥以遊女・野郎之類少之内ニ而も置申間敷候、若又とろ坊かましき胡  
乱成者紛来候共、早速追払御領下ニ足をためさせ申間敷事、

一火用心人々身ニかけ、風烈時ハ猶以互ニ念入可申候、先年ハ申付候通、火烧所・灰屋等弥念入可申候事、

一神事・法事・婚礼・其外万端、其身上ハ内場ニ仕、不相応之奢仕間敷候、水祝・東土・元服振廻・名替酒、如此品々  
堅令停止候事、

一歳暮・年頭・其外五節句ニも態礼ニ參候事ハ無用ニ候、今十九日限ニ年内評定仕廻候、来正月廿五日ハ令評定候間可  
得其意候、年頭之御礼ニ上リ候者共者各別ニ候事、

一右之条々堅可相守旨、支配下之村々へ可令触知也、

元禄九子年十二月十九日 四判

大庄屋十人名前

△同十丑年 右同断、

△同十一寅年 右ニ同し、

〔No.40〕郷中江出ス書付

覚

一天和三年亥ノ八月書付出候十七ヶ条・往々申付候諸法度、堅相守可申事、  
一博奕・弥堅令停止候、仮初の勝負わさニ而も仕申者有之候ハ、早速可訴之、うさんニも見及・聞及候ハ、竊ニ可告来候、  
そこ〳〵ニ仕無念之仕形有之候ハ、庄屋・年寄急度曲事ニ可申付候、奉公ニ出居申候者共も、請人・親類常々氣を付、  
無心元儀有之候ハ、其主人江早々相断、其趣此方へ可告訴事、  
一相定所々之外、人宿堅令禁制候事、  
右之通郷中末々迄入念可申聞也、

七左衛門

卯四月六日

次郎右衛門

大庄屋十人 目付共

小庄屋中 年寄中

百姓中